

## 桑名警察署協議会議事録

令和7年度第4回桑名警察署協議会	
日時 場所	令和8年2月10日（火）午後2時30分～午後5時15分 桑名警察署3階会議室
出席者	<p>1 警察署協議会 9名 鵜飼鈴委員、後藤峰子委員、門野広一郎委員、 西藤真子委員、佐藤沙未委員、佐藤博之委員、 畑勇治委員、山川真史委員、山下大貴委員</p> <p>2 警察署 12名 署長、副署長、会計課長、警務課長、留置管理課長、 生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、 交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 木曾岬町警察官駐在所（新設）の視察</p> <p>2 管内治安情勢（警察署長）</p> <p>（1）犯罪情勢</p> <p>（2）交通事故情勢</p> <p>3 協議内容</p> <p>（1）道路交通法一部改正（自転車に関する交通反則通告制度）について（交通第一課長）</p> <p>（2）サイバーセキュリティ対策について（サイバー犯罪対策課）</p> <p>4 質疑応答</p> <p>（1）交通事故抑止対策について</p> <p>＜委員＞ 交通事故抑止対策として、反射材の活用が重要だと感じており、各活動を通じて反射材着用の重要性を周知していただき、反射材の配布もお願いしたい。</p> <p>【署長】 より多くの皆様に反射材の重要性を周知いただけるよう各種活動を促進していく。また、反射材の配布についても、引き続き、交通安全協会や当署交通課からあらゆる機会を通じて配布していく。</p> <p>（2）特殊詐欺について</p> <p>＜委員＞ 前回の協議会において、特殊詐欺電話等の予防対策として、自動通話録音警告機設置の案内を受け、設置した。このような特殊詐欺の犯人を捕まえた場合、被害を受けたお金は戻ってくるのか伺いたい。</p> <p>【署長】 被疑者が弁済できる資力・能力を有している場合、被害回復される可能性があるが、このような犯罪を敢行する者は、資力がない者がほとんどであることが現状である。</p> <p>＜委員＞ 最近、年代を問わず被害に遭っているのではないかと感じている。私は、協議会を通じて防犯意識が高まったと思う。</p>	

各地区の会合や学校にも防犯指導をお願いしたい。

【署長】 各種活動の機会を通じて、防犯意識を高めていただくため、防犯指導を推進していく。

(3) 自転車に関する交通反則通告制度について

<委員> ヘルメット着用は努力義務であったが、今回の改正で違反対象になるのか伺いたい。

【交通第一課長】 ヘルメット着用の違反については変更なく、努力義務である。

(4) 自転車の通行区分について

<委員> 自転車の通行区分は、子供や大人等、年代を問わず、車道を走るべきなのか伺いたい。

【交通第一課長】 原則、車道を通行していただきたい。しかし、車道を通行すると危険を及ぼすと考えられる道路の場合、歩道を通行していただき、その際、歩行者の安全を確保し、通行していただきたい。

5 警察署長謝辞

6 感謝状贈呈

備 考	なし
-----	----